

# 第 1 概 況



## 2 君津広域水道用水供給事業の経緯

### (1) 沿革

君津地域の木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市の各水道事業は、長い間その水源を主として地下水に求めていましたが、その地下水の揚水量にも限界があり、また、地盤沈下対策の面からも新規の採取規制が厳しく、将来予想される地域開発に伴う人口増加と生活水準の向上による水需要の増加に対応するため河川表流水への転換を迫られる状況でした。

そこで、この君津地域4市は水道用水の長期安定給水のための水源の広域的有効利用と財政投資の効率化を図ることを目的として、昭和49年3月君津郡市広域市町村圏事務組合に君津広域水道用水供給事業を創設しました。この創設事業は、小櫃川水系の片倉ダムを水源として、昭和57年度において計画一日最大給水量55,000 $\text{m}^3$ を供給するものでした。

一方、千葉県営水道も事業時期を同じくして、同じ小櫃川水系の亀山ダムを水源とした原水を京葉地区に導水する計画を立てていたため、この千葉県営水道事業と君津広域水道用水供給事業がそれぞれ小櫃川流域に取水場を設けることは河川管理上及び施設の利用上問題があるとして、水源及び施設の有効利用と施設の維持管理の合理化を推進し、事業経営の経済的有効性を図るため両事業の一体化が具体化しました。

このことから、千葉県営水道事業のうち小櫃川水系施設に関する事業を中止し、新たに千葉県、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市で構成する君津広域水道企業団を昭和53年2月に発足させ、事業を推進しているものです。

### (2) 事業計画の概要

当企業団が計画又は実施した事業の概要は、次のとおりです。

#### 〈創設事業〉

本事業は、千葉県の小櫃川総合開発事業計画による小櫃川水系の片倉ダムを水源として木更津市大寺地先に浄水場を設け、南部線と北部線の2系統の水道施設を通じて君津地域4市の市営水道に対して目標年度の昭和57年度において計画一日最大給水量55,000 $\text{m}^3$ の水道用水を供給する「君津広域水道用水供給事業」を君津郡市広域市町村圏事務組合を事業主体として創設されたものです。

#### 〈創設変更事業〉

君津郡市広域市町村圏事務組合の経営する「君津広域水道用水供給事業」と小櫃川水系の亀山ダムを水源として千葉県の経営する「京葉地区水道事業の小櫃川水系施設に係わる事業」を継承し、君津地域4市に千葉県を加えて組織する「君津広域水道企業団」を設立し、施設能力を増強するとともに小櫃川水系の3ダム（亀山ダム、片倉ダム、追原ダム）を水源としてこれら4市の市営水道及び県営水道に対して目標年度の昭和60年度において計画一日最大給水量135,000 $\text{m}^3$ を供給する事業に経営変更したものです。

### 〈第1次拡張事業〉

房総臨海地区工業用水道事業の小櫃川水系に係る水源及び浄水場施設の譲渡を受けて新たに施設能力日量80,000m<sup>3</sup>の十日市場浄水場を建設するとともに、従来の6か所から11か所に増えた受水地点に対する送水施設を建設し、目標年度の平成9年度において計画一日最大給水量215,000m<sup>3</sup>を供給する拡張事業に経営変更したものです。水源は、工業用水道水源の転用に伴って増量した亀山ダムと片倉ダムを充てるものです。

なお、昭和62年度に実施した需給計画の見直し結果により、目標年度の変更（平成17年度に延伸）及び十日市場浄水場施設の計画変更を行うとともに受水地点が1か所追加されたため、平成元年2月に建設変更計画書を厚生大臣に提出したものです。

### 〈第1次拡張変更事業〉

第1次拡張事業における施設能力日量80,000m<sup>3</sup>の十日市場浄水場の建設に加え、既存の大寺浄水場を施設能力日量135,000m<sup>3</sup>から155,000m<sup>3</sup>に増強するとともに、12か所から14か所に増えた受水地点に対する送水施設を建設し、目標年度の平成21年度において計画一日最大給水量235,000m<sup>3</sup>を供給する事業に経営変更したものです。水源は、亀山ダム及び計画変更により減量された片倉ダム並びに新規に開発する追原ダムを充てるものです。

その後、平成10年度に実施した需給量調査及び平成12年度に実施した長期水需給量調査の結果並びに国庫補助事業評価監視委員会の審議結果により、追原ダム建設事業及び大寺浄水場の日量20,000m<sup>3</sup>の増強計画を中止し、

平成37年度を目標年度とする計画一日最大給水量205,000m<sup>3</sup>の事業計画に変更して、平成13年5月に建設変更計画書を厚生労働大臣に提出したものです。

平成16年度に実施した長期水需給量調査では、給水量の増加は微少であるものの構成団体における水源井戸の老朽化による揚水能力の低下や暫定井の廃止による受水への切り換え計画があり、土地区画整理事業の進展も認められることから、国庫補助事業監視委員会の審議結果を踏まえ、目標年度及び計画一日最大給水量は変更しないものの施設の拡張工事は当面延伸するとともに中間塩素処理施設などの水処理改善事業を加え、平成17年9月に建設変更計画書を厚生労働大臣に提出しました。

その後、平成21年度に実施した長期水需給量調査では、木更津市金田配水場の受水時期が平成27年度とされたことから、これに併せ施設整備を進めるものとなりました。

また、今後必要になる施設の更新・耐震化工事では、長期に亘る施設能力の低下となり、水需給量に施設能力が対応できないことから、延伸していた十日市場浄水場施設の拡張工事を進めるものとなりました。

[事業の変遷]

平成23年3月末現在

項目	事業名	創設事業		創設変更事業		第1次拡張事業		第1次拡張変更事業	
		創設年月日	創設事業	創設年月日	創設変更事業	当初計画	現計画	当初計画	現計画
認可年月日		昭和49年3月30日	昭和53年4月1日	昭和58年3月31日	平成8年3月8日	平成17年9月12日 (建設変更)			
目標年度		昭和57年度	昭和60年度	平成9年度	平成21年度	平成37年度			
計画1日最大給水量		55,000 m <sup>3</sup>	135,000 m <sup>3</sup>	215,000 m <sup>3</sup>	235,000 m <sup>3</sup>	205,000 m <sup>3</sup>			
給水対象別		- m <sup>3</sup>	60,000 m <sup>3</sup>	60,000 m <sup>3</sup>	60,000 m <sup>3</sup>	60,000 m <sup>3</sup>			
		19,920 m <sup>3</sup>	34,900 m <sup>3</sup>	66,000 m <sup>3</sup>	76,900 m <sup>3</sup>	63,700 m <sup>3</sup>			
		16,300 m <sup>3</sup>	13,600 m <sup>3</sup>	30,500 m <sup>3</sup>	39,200 m <sup>3</sup>	32,500 m <sup>3</sup>			
		6,820 m <sup>3</sup>	9,600 m <sup>3</sup>	24,400 m <sup>3</sup>	21,100 m <sup>3</sup>	17,500 m <sup>3</sup>			
		11,960 m <sup>3</sup>	16,900 m <sup>3</sup>	34,100 m <sup>3</sup>	37,800 m <sup>3</sup>	31,300 m <sup>3</sup>			
計画1日最大取水量		59,140 m <sup>3</sup>	145,440 m <sup>3</sup>	231,300 m <sup>3</sup>	252,700 m <sup>3</sup>	220,200 m <sup>3</sup>			
		(0.68m <sup>3</sup> /秒)	(1.68m <sup>3</sup> /秒)	(2.678m <sup>3</sup> /秒)	(2.927m <sup>3</sup> /秒)	(2.55m <sup>3</sup> /秒)			
水源及び開発水量		(計画) 片倉ダム59,140m <sup>3</sup> /日 (0.68m <sup>3</sup> /秒)	(建設中) 亀山ダム64,800m <sup>3</sup> /日 (0.75m <sup>3</sup> /秒) (計画) 片倉ダム59,140m <sup>3</sup> /日 (0.68m <sup>3</sup> /秒) (計画) 追原ダム21,500m <sup>3</sup> /日 (0.25m <sup>3</sup> /秒)	亀山ダム 171,900m <sup>3</sup> /日 (1.99m <sup>3</sup> /秒) (計画) 片倉ダム59,140m <sup>3</sup> /日 (0.688m <sup>3</sup> /秒)	亀山ダム 171,900m <sup>3</sup> /日 (1.99m <sup>3</sup> /秒) (建設中) 片倉ダム48,300m <sup>3</sup> /日 (0.56m <sup>3</sup> /秒) (計画) 追原ダム32,500m <sup>3</sup> /日 (0.377m <sup>3</sup> /秒)	亀山ダム 171,900m <sup>3</sup> /日 (1.99m <sup>3</sup> /秒) 片倉ダム48,300m <sup>3</sup> /日 (0.56m <sup>3</sup> /秒)			
浄水場施設能力		(計画) 大寺浄水場 55,000m <sup>3</sup> /日	大寺浄水場 135,000m <sup>3</sup> /日	大寺浄水場 135,000m <sup>3</sup> /日 (計画) 十日市場浄水場 80,000m <sup>3</sup> /日	大寺浄水場 135,000m <sup>3</sup> /日 (計画) 十日市場浄水場 80,000m <sup>3</sup> /日 (40,000m <sup>3</sup> /日稼働)	大寺浄水場 135,000m <sup>3</sup> /日 十日市場浄水場 80,000m <sup>3</sup> /日 (60,000m <sup>3</sup> /日稼働)			
構成団体各受水点への給水開始年月日		-	(一部)S55年7月 (全部)H57年4月	(一部)S61年4月 (全部)H8年4月予定	(全部)H19年4月予定	(全部)H36年4月予定			
工期		S49年度～S56年度	S53年度～S58年度	S58年度～H7年度	H8年度～H20年度	H8年度～H35年度			
事業費		168億円(計画)	375億円(実績)	560億円(計画)	1,069億円(計画)	769億円(計画)			

### (3) 事業の経過

- 昭和48年12月 君津郡市広域市町村圏事務組合に水道用水供給事業を設置  
昭和49年 3月 君津広域水道用水供給事業経営認可申請 (55,000 $\text{m}^3$ /日)  
3月 厚生大臣から認可を得る・・・(創設事業)  
4月 君津郡市広域市町村圏事務組合に君津広域水道事務所を設置  
4月 創設事業に着手
- 昭和51年 8月 君津広域水道事務所を君津広域水道局に改称
- 昭和53年 1月 君津広域水道企業団設立許可申請  
2月 自治大臣から許可を得る  
2月 君津広域水道企業団規約施行  
3月 君津広域水道用水供給事業経営変更認可申請 (135,000 $\text{m}^3$ /日)  
4月 厚生大臣から認可を得る・・・(創設変更事業)  
4月 君津広域水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例施行  
4月 創設変更事業に着手  
4月 小櫃川総合開発事業に関する基本協定書を河川管理者(千葉県知事)及び千葉県工業用水局との間に締結  
11月 工業用水の亀山ダム水源100,000 $\text{m}^3$ /日を君津広域水道企業団へ転用を図ることについて千葉県企画部と3市1町の首長との間で確認
- 昭和54年 2月 小櫃川水系小櫃川における毎秒0.75 $\text{m}^3$ の水利使用許可申請  
8月 千葉県知事から小櫃川水系小櫃川における毎秒0.75 $\text{m}^3$ の水利使用許可を得る
- 昭和55年 4月 亀山ダムの管理に関する協定書を河川管理者(千葉県知事)及び千葉県工業用水局との間に締結  
6月 小櫃堰の管理に関する協定書を小櫃堰土地改良区との間に締結  
7月 一部通水(基本料金87円/ $\text{m}^3$ 、使用料金12円/ $\text{m}^3$ )
- 昭和57年 4月 富津市へ給水を開始し全部通水となる  
4月 料金改定(基本料金98円/ $\text{m}^3$ 、使用料金24円/ $\text{m}^3$ )  
10月 房総臨海地区工業用水道事業小櫃川水系施設等の譲渡に関する覚書を千葉県工業用水局との間に締結  
12月 小櫃川水系小櫃川における毎秒1.99 $\text{m}^3$ の水利使用許可申請
- 昭和58年 3月 君津広域水道用水供給事業経営変更認可申請 (215,000 $\text{m}^3$ /日)  
3月 厚生大臣から認可を得る・・・(第1次拡張事業)  
3月 亀山ダムの管理に関する協定書を河川管理者(千葉県知事)との間に締結

- 3月 小櫃川水系小櫃川亀山ダム等の譲渡に関する契約書を千葉県工業用水局との間に締結
- 3月 水道用水供給に関する覚書を構成団体との間に締結
- 4月 千葉県知事から小櫃川水系小櫃川における毎秒 1.99m<sup>3</sup>の水利使用許可を得る
- 4月 第1次拡張事業に着手
- 11月 君津広域水道企業団規約の変更許可申請
- 12月 自治大臣から許可を得る
- 昭和59年 4月 料金改定（基本料金109円/m<sup>3</sup>、使用料金24円/m<sup>3</sup>）
- 昭和60年 3月 創設変更事業が完了し一日最大給水量135,000m<sup>3</sup>の供給体制が確立
- 昭和61年 4月 袖ヶ浦町（吉野田配水場）に給水を開始
- 昭和62年 2月 企業団新庁舎完成
- 昭和63年 7月 水道用水供給に関する覚書を構成団体との間に締結
- 平成元年 2月 第1次拡張事業の建設変更計画書を厚生大臣に提出
- 5月 料金改定（料金に消費税を転嫁させる）
- 平成 2年 4月 千葉県が小櫃川総合開発事業片倉ダム建設事業に本格着手
- 7月 「小櫃川総合開発事業片倉ダム建設工事の費用負担に関する協定書」を河川管理者（千葉県知事）との間に締結
- 平成 3年 3月 君津広域水道企業団規約の変更許可申請
- 3月 自治大臣から許可を得る
- 4月 水道用水供給に関する覚書を構成団体との間に締結
- 平成 4年 3月 千葉県と「小櫃川総合開発事業片倉ダム建設工事に関する基本協定」を締結
- 3月 「十日市場浄水場」一期工事完成
- 7月 木更津市（上烏田浄水場）及び君津市（北子安配水場、小糸受水場）並びに富津市（上飯野配水池）への給水を開始
- 平成 5年 5月 小櫃川水系笹川における毎秒 0.56m<sup>3</sup>の水利使用許可申請
- 平成 6年 3月 千葉県知事から小櫃川水系小櫃川における毎秒2.55m<sup>3</sup>の水利使用許可を得る
- 3月 水道用水供給に関する覚書を構成団体との間に締結
- 平成 7年 4月 千葉県が小櫃川総合開発事業追原ダム建設事業に本格着手
- 7月 千葉県と「小櫃川総合開発事業片倉ダム建設工事に関する変更基本協定」を締結
- 11月 水道用水供給に関する覚書を構成団体との間に締結
- 12月 千葉県と「小櫃川総合開発事業追原ダム建設工事に関する基本協定」を締結

- 平成 8年 1月 君津広域水道用水供給事業経営変更認可申請 (235,000m<sup>3</sup>/日)  
 3月 厚生大臣から認可を得る・・・(第1次拡張変更事業)  
 4月 第1次拡張変更事業に着手  
 4月 木更津市(かずさ配水場)及び君津市(かずさ配水場)への給水を開始  
 9月 水道用水供給に関する変更覚書を構成団体との間に締結
- 平成 9年 11月 十日市場浄水場に水質検査棟完成  
 12月 千葉県及び君津市と「小櫃川総合開発事業片倉ダム周辺環境整備事業に関する基本協定及び管理協定」を締結
- 平成10年 3月 千葉県と「小櫃川総合開発事業片倉ダム建設工事に関する変更基本協定」を締結
- 平成11年 9月 水道用水供給に関する覚書を構成団体との間に締結
- 平成12年 1月 水道施設整備事業再評価の実施  
 1月 第1次拡張変更事業の建設変更計画書を厚生大臣に提出  
 12月 水道施設(追原ダム)整備事業再評価の実施  
 ※追原ダム建設事業の中止
- 平成13年 3月 水道施設(特定広域及び高度浄水)整備事業再評価の実施  
 1) 大寺浄水場の施設整備事業(2万m<sup>3</sup>増強工事)の中止  
 2) 送水施設整備事業の一部を変更  
 5月 第1次拡張変更事業の建設変更計画書を厚生労働大臣に提出  
 11月 水道用水供給に関する覚書を構成団体との間に締結
- 平成14年 3月 亀山ダム及び片倉ダムの管理に関する協定書を河川管理者(千葉県知事)と締結  
 4月 片倉ダム供用開始
- 平成17年 8月 水道施設(特定広域及び高度浄水)整備事業再評価の実施  
 1) 施設拡充の施設整備事業の延伸  
 2) 水処理改善事業の整備事業の一部を変更  
 9月 第1次拡張変更事業の建設変更計画書を厚生労働大臣に提出  
 10月 水道用水供給に関する覚書の一部を変更する覚書を構成団体との間に締結
- 平成18年3月 「十日市場浄水場」増設工事完成(60,000m<sup>3</sup>/日)
- 平成20年2月 大寺浄水場水質センター、水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)の認定を取得
- 平成22年9月 第2次施設整備計画の策定
- 平成22年10月 水道用水供給に関する覚書を構成団体との間に締結

### 3 水 源

当企業団の水道用水供給事業は、計画目標年度（平成37年度）において、一日最大220,200 $\text{m}^3$ （毎秒2.55 $\text{m}^3$ ）の水源を必要とします。

これについては、千葉県において実施された二級河川小櫃川水系の総合開発事業で建設された亀山ダム（開発水源量毎秒1.99 $\text{m}^3$ ）及び片倉ダム（開発水源量毎秒0.56 $\text{m}^3$ ）にその水源を確保したものです。

経過としては、先ず昭和53年4月に千葉県営水道事業の小櫃川水系施設に係る事業と当企業団事業の一体化を図ることで千葉県水道局が参画していた小櫃川総合開発事業亀山ダム（開発水源量毎秒1.99 $\text{m}^3$ の内、千葉県水道局分水源量毎秒0.75 $\text{m}^3$ ）の債権責務を当企業団が承継したことにより、毎秒0.75 $\text{m}^3$ の水源を確保し、昭和54年8月に水利使用許可を受けています。

また、昭和58年4月には、千葉県工業用水道事業の需要減少と当企業団事業の需要増加を勘案して、千葉県工業用水局が保有する小櫃川総合開発事業亀山ダム（開発水源量 毎秒1.24 $\text{m}^3$ ）の転用を受け、合計で毎秒1.99 $\text{m}^3$ の水源を確保し、同年同月に水利使用許可を受けています。

平成元年12月には平成2年度新規建設事業ダムとして国の採択を受けた小櫃川総合開発事業片倉ダム（開発水源量毎秒0.56 $\text{m}^3$ ）の水利使用許可を平成6年3月に受け平成14年4月に供用開始となり、現在は総計で毎秒2.55 $\text{m}^3$ の水源を確保しています。

なお、平成6年12月に平成7年新規建設事業ダムとして国の採択を受け、追原ダムの建設に着手しましたが、国庫補助事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、水源としての必要性和施設の拡張計画を見直すため、平成12年度に長期水需給量調査を実施したところ、水需要は大幅に減少し、今後も当地域の水需要は横這い傾向にあると予想されたことから、平成12年12月に水道施設（追原ダム）整備事業再評価を実施したところ「追原ダム建設事業は、中止が妥当である。」との意見を受けて追原ダム建設事業を中止しました。

## 4 組 織

### 構成団体

千葉県、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市（1県4市）

### 議 会

企業団の議会議員の定数は10人で、その議員は、構成団体の長（ただし、構成団体の長が企業長となった場合にあっては、構成団体の副知事又は副市長）及びその議会の議員のうちから選挙された者で構成されており、内訳は次のとおりである。

《構成人数》	千 葉 県	2人
	木更津市	2人
	君 津 市	2人
	富 津 市	2人
	袖ヶ浦市	2人

その任期は、構成団体の長にあっては、当該構成団体の長としての任期（副知事又は副市長において同じ）、議会の議員にあっては、当該議会の議員としての任期としている。

また、議会に事務局が設置され、事務部局職員の定数は条例で3人と定められており、事務局長のほか書記が置かれているが、いずれも企業長の事務部局職員の兼任となっている。

### 執行機関

#### 企 業 長

企業団に執行機関の長として企業長が置かれている。企業長は構成団体の長の互選による。

その任期は、当該構成団体の長の任期とし、特別地方公共団体の長として企業団を統括し、これを代表している。

### 補助機関

#### 事 務 局

職員の定数は条例で85人と定められており、企業長が任免する。

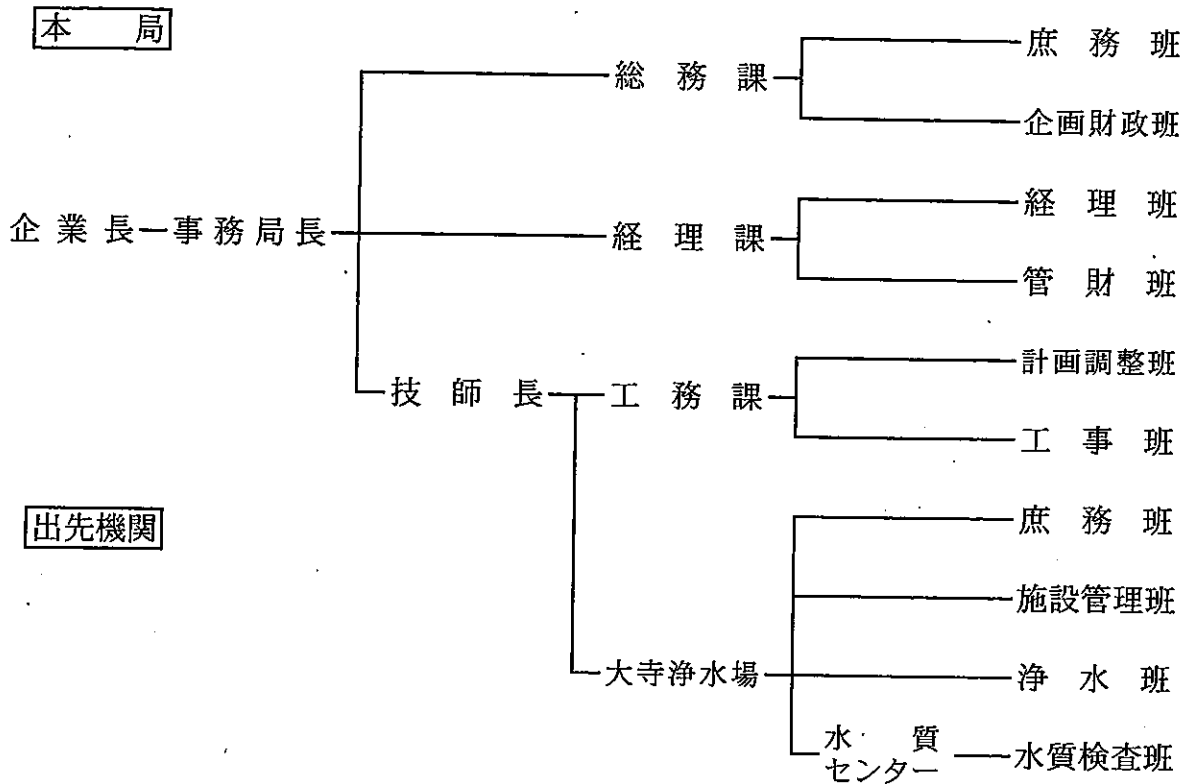
#### 監査委員

企業団に監査委員2人が置かれており、企業長が議会の同意を得て選任し、その任期は4年となっている。

また、監査委員に事務局が設置され、事務部局職員の定数は条例で3人と定められており、事務局長のほか書記が置かれているが、いずれも企業長の事務部局職員の兼任となっている。

(1) 機 構  
ア、組 織 図

平成23年3月31日現在



- 君津広域水道企業団議会・・・・・・・・・・議会事務局
- 君津広域水道企業団監査委員・・・・・・・・・・監査委員事務局
- 君津広域水道企業団運営協議会

イ、事業所所在地

事業所所在地	所在地	電話番号
本局	〒292-0832 木更津市新田2丁目8番17号	0438-25-1621
大寺浄水場	〒292-0024 木更津市大寺346番地	0438-98-0921
水質センター	〒292-0025 木更津市十日市場500番	0438-98-8841

ウ、事務分掌

総務課

- 庶務班
- 1 儀式に關すること。
  - 2 議会及び運営協議会に關すること。
  - 3 定期監査に關すること。
  - 4 日本水道協会その他の加入団体に關すること(浄水場において所掌するものを除く。)
  - 5 各課の総合調整に關すること。

- 6 事務改善に関すること。
- 7 公印の管守及び文書の総括管理に関すること。
- 8 例規及び公告式に関すること。
- 9 組織及び定員管理に関すること。
- 10 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
- 11 表彰に関すること。
- 12 職員の給与、旅費その他の給付に関すること(被服を含む。)
- 13 勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 14 職員の研修及び福利厚生に関すること。
- 15 職員の健康管理及び衛生管理に関すること(浄水場において所掌するものを除く。)
- 16 共済組合及び地方公務員災害補償基金に関すること。
- 17 労働協約に関すること。
- 18 職員の賠償責任に関すること。
- 19 審査請求その他不服申立てに関すること。
- 20 広報に関すること。
- 21 その他一般庶務及び他の課、班に属しない事項に関すること。

企画財政班

- 1 予算の編成に関すること。
- 2 予算の実施計画及び執行調査に関すること。
- 3 財政計画に関すること。
- 4 料金体系及び料金(水質検査料金を含む。)の請求に関すること。
- 5 企業債、補助金、出資金及び一時借入金に関すること。
- 6 経営分析に関すること。
- 7 地域水道ビジョンの企画に関すること。
- 8 集中改革プラン等に関すること。

経理課

経理班

- 1 公金等の収納、保管、運用その他の会計事務に関すること。
- 2 資金の計画及び運用に関すること。
- 3 資金前渡に関すること。
- 4 公金取扱金融機関に関すること。
- 5 会計書類の審査、確認及び保管に関すること。
- 6 各種会計帳簿の整理、保管に関すること。
- 7 財務諸表の作成その他決算の調製に関すること。
- 8 業務状況の公表に関すること。
- 9 計理状況の報告に関すること。
- 10 例月出納検査及び決算審査に関すること。

管財班

- 1 固定資産の取得、管理及び処分に関すること。
- 2 建設工事等の精算に関すること。
- 3 固定資産の減価償却に関すること。
- 4 建設工事等の入札及び契約事務に関すること(浄水場において所掌するものを除く。)
- 5 入札参加業者資格者名簿の作成に関すること。
- 6 入札及び契約に係る審査会、委員会等に関すること。
- 7 契約関係規程の整備に関すること。

- 8 庁舎及びその附属設備の管理に関する事。
- 9 建設工事等の施行に係る補償事務(契約)に関する事。
- 10 庁用車両の管理及び事故処理に関する事。
- 11 庁用物品の調達、出納、保管及び処分に関する事。
- 12 情報通信ネットワークの整備及び運営に関する事。
- 13 電子企業団の総合推進に関する事。
- 14 建設工事等の検査に関する事。

## 工 務 課

### 計画調整班

- 1 給水に関する事。
- 2 需給計画に関する事。
- 3 水源の確保に関する事。
- 4 水質に係る調査及び共同水質検査に関する事。
- 5 水源の保全並びにダム及び堰の管理に関する事。
- 6 水道用水供給事業に係る調査の総合調整に関する事。
- 7 水道用水供給事業の基本計画に関する事。
- 8 水道用水供給事業の経営認可に関する事。
- 9 建設工事等の積算基準、技術基準及び標準仕様の調整に関する事。
- 10 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び排水処理施設の施設及び設備に係る大規模修繕の計画調整に関する事。
- 11 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び排水処理施設の施設及び設備に係る建設改良の計画調整に関する事。
- 12 地域水道ビジョンに関する事。
- 13 職員の安全管理に関する事。
- 14 災害対策に関する事。
- 15 その他課内他班に属しない事項に関する事。

### 工 事 班

- 1 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び排水処理施設の施設及び設備に係る実施設計並びに工事の施行に関する事。
- 2 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び排水処理施設の施設及び設備に係る建設改良及び大規模修繕の施行に関する事。
- 3 前各号の実施計画又は工事施行に係る事前、事後の調査及び渉外に関する事。

## 大寺浄水場

### 庶 務 班

- 1 場内各班の総合調整に関する事。
- 2 所管公印の管守及び所管文書の総括管理に関する事。
- 3 所属職員の服務に関する事。
- 4 所属職員の旅費その他の給付に関する事。
- 5 所属職員の健康管理及び衛生管理に関する事。
- 6 浄水場の見学に関する事。
- 7 庁用車両の管理及び事故処理に関する事。
- 8 所掌事務に係る加入団体に関する事。
- 9 庁内事務用機器の維持管理に関する事。
- 10 所掌事務に係る予算の執行に関する事。
- 11 庁用物品の調達、出納、保管及び処分に関する事。

- 12 所管工事等の入札及び契約事務に関すること。
  - 13 場内の取締り及び庁舎の管理に関すること。
  - 14 その他一般庶務及び他の班に属しない事項に関すること。
- 施設管理班
- 1 浄水場施設及び場外施設(未稼動施設を除く。)に係る維持管理の計画調整及び実施に関すること。
  - 2 浄水場施設及び場外施設(未稼動施設を除く。)に係る修繕工事の計画及び実施に関すること。
  - 3 無線局の維持管理に関すること。
  - 4 最終処分場の管理に関すること。
- 浄水班
- 1 浄水場の運転及び浄水場施設(未稼動施設を除く。)の維持管理に関すること。
  - 2 中継ポンプ場の運転に関すること。
  - 3 浄水処理用薬品の品質検査及び管理に関すること。
  - 4 浄水場工程水の水質試験に関すること。
  - 5 原水の水質監視に必要な水質試験に関すること。
  - 6 水質試験用薬品、備消耗品の管理及び水質試験機器等の維持管理に関すること。
  - 7 水質年報に関すること。
  - 8 水質センターの応援に関すること。
- (水質センター)
- 水質検査班
- 1 浄水の水質検査に関すること。
  - 2 供給水の水質検査に関すること。
  - 3 千葉県水道水質管理計画に基づく受託検査の実施に関すること。
  - 4 浄水処理工程水の特殊な水質試験に関すること。
  - 5 水源水及び河川水の水質監視に関すること。
  - 6 水質検査用薬品、備消耗品の管理及び水質検査機器等の維持管理に関すること。
  - 7 浄水処理用薬品の品質検査に関すること。
  - 8 水質検査計画に関すること。
  - 9 浄水班の所掌する水質試験業務の応援に関すること。

(2) 職員  
職員配置状況

平成23年3月31日現在

(単位：人)

	職員数	前年度	増減
事務局	2 (2)	2	0
総務課	10 (2)	11	△1
経理課	9	8	1
工務課	14 (1)	13	1
大寺浄水場	32 (1)	33	△1
計	67 (6)	67	0

※ ( ) 内は派遣職員のうち数